

令和3年9月30日 招集

9月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年9月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年9月30日(木)午後3時00分から

2 開催場所 越後中央農業協同組合 巻支店 2階大会議室

3 出席農業委員 (19人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員 なし

5 出席農地利用最適化推進委員 (18人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満	10番 高井 榮志英
12番 野澤 和吉	13番 長谷川 智行	14番 本間 真由美
16番 赤川 勢一	17番 小林 克巳	18番 高橋 仁
21番 小林 守	22番 竹内 隆明	24番 岡村 直樹
25番 高橋 忠雄	26番 高張 強	27番 長谷川 一利

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第38号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第37号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

日程第4 議事（部会所掌外）

追加 議案第39号 新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について

追加 議案第40号 新潟市西蒲区農業委員会行政文書管理規程の制定について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後3時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより9月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、農業委員は全員出席されており、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、18名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、5番、長谷川浩成委員、6番、広川浩委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。 最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第36号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第38号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第36号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、中之口地区において、現在、実家において3世代5人で暮らしている転用事業者が、子供も授かり将来のことを考え、実家隣接にある申請地を祖父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、夫婦で移り住む計画です。 以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 調査委員会に付託されている案件です。 続きまして、議案第38号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。

	<p>1号案件は、潟東地区において、高齢で一人暮らしである譲渡人が、今後の維持管理に困る申請地を近隣地に住み耕作意欲のある譲受人へ贈与するものです。</p> <p>2号案件は、巻地区において、他のほ場と離れ耕作不便となっている申請地を近隣に多くの経営農地を持つ譲受人へ贈与するものです。</p> <p>以上の申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。引き続いて、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。
5番（小野塚彦榮委員）	<p>それでは、去る27日、西蒲区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし 小野塚彦榮 が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請1件でありました。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページにあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきまし現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。
	ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
	（意見・質問なし）
議長（農地部会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。
	議案第36号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。
	提案のとおり許可することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。
	続きまして、議案第38号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。2号案件については、関係委員3番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 3番 間宮一委員 退席>
議長（農地部会長）	それでは、2号の案件について採決します。

長)	提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか
(異議なし)	(異議なし)
議長 (農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 3番 間宮一委員 入場>
議長 (農地部会長)	それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務局より報告をお願いします。
事務局 (農地係長)	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。 1号は、賃借人の都合により合意解約を行うものです。 2号は、賃貸人が、農業用施設用地とするため合意解約を行うものです。 3号は、賃借人の規模縮小により合意解約を行うものです。 4号は、賃貸人が、農地の交換を行うため合意解約を行うものです。 5号及び11号、12号、13号は、いずれも賃借人である農事組合法人が解散となるため合意解約を行うものです。 6号は、賃借人の都合により合意解約を行うものです。 7号及び8号は、8号の賃貸人が、農地転用申請を行うため合意解約を行うものです。 9号は、賃借人の規模縮小により合意解約を行うものです。 10号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものです。 続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。 相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて11件の届出があり、受理をしましたので報告します。なお、この度受理を行ったものの内、5号につきましては、当委員会へ所有権移転に関する斡旋の希望がありましたので、地元の小林喜一郎委員へ相談をしたところです。 続きまして、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。 1号につきましては、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、この度、非農

	<p>地として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。</p> <p>1号は、岩室地区において、個人住宅建築敷地として届け出がありました。</p> <p>2号、3号、4号、5号及び6号は、西川地区において、個人住宅建築敷地として、7号は、造園用資材置場敷地として、届け出がありました。</p> <p>以上7件につきましては、いずれも受理をしましたので報告します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。</p> <p>議案第37号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第37号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。議案第37号は、一般案件と農地中間管理事業関連で構成されています。はじめに一般案件をお願いします。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、巻地区2件、畑、7,963㎡です。</p> <p>契約期間6年は、巻地区1件、田、5,457㎡です。</p> <p>契約期間10年は、潟東地区1件、田、5,326㎡、巻地区4件、田、17,220㎡、合計5件で、田の計、22,546㎡です。以上、新規の合計は8件、田畑の計、35,966㎡です。</p> <p>次に所有権移転です。</p> <p>売買は、西川地区1件、田、2,042㎡、巻地区1件、畑、1,113㎡、合計2件で、田畑の計、3,155㎡です。</p> <p>交換は、潟東地区4件、田、20,551㎡、巻地区2件、田、2,042㎡、合計6件で、田の計、22,593㎡です。以上、売買・交換の所有権移転の合計は8件で、田畑の計、25,748㎡です。</p> <p>続きまして、利用権設定の更新分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区1件、田、3,244㎡、巻地区7件、田、19,092㎡、畑、2,464㎡、計21,556㎡、合計8件で、田畑の計、24,800㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区10件、田、51,745㎡、潟東地区1件、田、1,021㎡、中之口地区1件、田、3,279㎡、巻地区1件、田、3,735㎡、合計13件で、田の</p>

	<p>計、59,780 m²です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区9件、田、47,847 m²、西川地区1件、田、2,448 m²、鴻東地区4件、田、13,426 m²、中之口地区1件、田、4,220 m²、巻地区8件、田、157,770 m²、畑、1,573 m²、計、159,343 m²、合計23件で、田畑の計、227,284 m²です。以上、更新の合計は44件、田畑の計、311,864 m²です。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（2-2：農地中間管理事業関連）をお願いします。</p> <p>利用権設定の契約期間10年（の区分）のみで、西川地区14件、田、54,391 m²、中之口地区1件、田、12,042 m²、畑、668 m²、計、12,710 m²、巻地区8件、田、106,346 m²、畑、67 m²、計、106,413 m²、合計23件で、田畑の計、173,514 m²です。</p> <p>以上、一般案件及び農地中間管理事業関連、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。</p> <p>一般案件（利用権設定の新規）の5号、（利用権設定の更新）35号及び36号、（所有権移転の交換）5号及6号は、関係委員3番委員の退席をお願いします。</p>
	<p><関係委員 3番 間宮一委員 退席></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは、一般案件（利用権設定の新規）の5号、（利用権設定の更新）35号及び36号、（所有権移転の交換）5号及6号の案件について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。</p>
	<p><関係委員 3番 間宮一委員 入場></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは審議を続けます。</p> <p>一般案件（利用権設定の更新）の28号は、議長である私に関する案件となりますので退席します。しばらくの間、堀内部会長代理より議長をお願いします。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は退席、堀内農政振興部会長代理が議長席へ></p>

議長（農政振興部会長代理）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 一般案件（利用権設定の更新）の28号について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	（異議なし）
議長（農政振興部会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。 以上をもちまして、議長を吉田部会長に交代します。</p>
	<吉田農政振興部会長が入場、堀内農政振興部会長代理は自席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。なお、決定された計画は、令和3年10月15日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>それでは、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告します。 利用権設定の契約期間10年のみで、西川地区14件、田、54,391㎡、中之口地区1件、田、12,042㎡、畑、668㎡、計、12,710㎡、巻地区8件、田、106,346㎡、畑、67㎡、計、106,413㎡、合計23件で、田畑の計173,514㎡です。 先ほどの議案第37号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画（案）を作成した内容となっています。なお、6ページ1号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。報告は以上です。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありませんか。</p>
	（質問なし）
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定とします。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。</p>
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>

議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続いて、日程第4、部会所掌外の議案について審議します。</p> <p>議案第39号 新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、議案第40号 新潟市西蒲区農業委員会行政文書管理規程の制定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>議案第39号、新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、説明します。市長部局の総務課において、新潟市公文書管理条例が10月1日に施行されることになっております。これに関連し市長部局の新潟市文書規程が廃止されることになりました。行政委員会である西蒲区農業委員会では、新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領を定めていますが、廃止される市長部局の新潟市文書規程の例によっているため、これに伴いまして、新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領を廃止するものです。</p> <p>続きまして、議案第40号、新潟市西蒲区農業委員会行政文書管理規程の制定について説明します。今ほどの議案第39号と関連しまして、市長部局において、この度廃止となる新潟市文書規程に代わり、新潟市行政文書管理規則が制定されることになりました。行政委員会である西蒲区農業委員会事務局も、これに合わせまして、新潟市西蒲区農業委員会行政文書管理規程を制定するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第39号、新潟市西蒲区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第40号、新潟市西蒲区農業委員会行政文書管理規程の制定について、提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了しました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします</p>
事務局（次長）	<p>9月の会務と10月の業務予定について報告します。</p> <p>9月の会務報告はご覧のとおりです。特に報告する行事等はありませんでした。</p>

	<p>次に10月の業務予定です。</p> <p>6日は、北信越ブロック農業委員会女性委員研修会が開催される予定です。</p> <p>続いて7日には、農業者年金加入推進特別研修会が開催される予定です。これについては、WEB開催ということで、西蒲区役所において、本会場とオンラインにより実施する予定です。関係する委員の皆さん、よろしくお願いします。</p> <p>15日は、市内6農業委員会連絡協議会が開催される予定です。これは、8月に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、この日に延期となったものです。</p> <p>10月の調査委員会は26日に開催する予定です。今回は第1調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>10月の定例総会は29日に開催の予定です。時間は午後2時から、巻地区公民館3階小ホールでの開催となります。</p> <p>なお、10月1日から11月1日までは、来年度の統合後からの任期となります新しい農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集期間となっております。</p> <p>11月の予定について一つお知らせをいたします。</p> <p>例年開催されております、新潟県農業会議が主催する新潟県農業委員会大会ですが、今年度は11月22日(月)に開催される予定です。会場は中央区万代島の朱鷺メッセです。本来は農業委員及び推進委員全員の参加となりますが、新型コロナウイルス感染予防のため、昨年同様に人数調整がされるということですので、農業委員は全員、推進委員は各地区より一名ずつの参加を予定しております。後ほど、改めて開催案内をいたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>私からの報告は以上です。</p>
議長(会長)	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	(なし)
議長(会長)	特になければ、以上をもちまして9月定例総会を終了します。

閉会時間：午後3時40分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 長谷川 浩 成

署名委員 広 川 浩

